

平成30年7月13日

東北電力株式会社女川原子力発電所
執行役員所長 若林 利明 殿

女川原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 佐々木 正克

2号機における放射線透過試験時の不適切な
線量当量率評価について (注意)

平成30年度第1回保安検査中に報告を受けた2号機における放射線透過試験時の不適切な線量当量率評価に関しては、事業者及び協力企業によるエリア放射線モニタへの影響評価の妥当性確認が不十分であったこと、立入規制エリアの具体的な設定等に事業者の関与が不十分であったことが確認されました。

本件は、高放射線量の線源を扱う作業であり、この状況を改善しなければ、過度の放射線被ばくを起しかねないと考えられることから、下記について改善の対応を求めます。

記

1. 原因分析の実施
2. 協力企業の評価が適切に行われるためのプロセスの検討
3. 協力企業から提出された評価を適切に確認するプロセスの検討
4. 立入規制エリアの設定等の要求事項に対する事業者の具体的関与内容の検討及び具体的関与のためのプロセスの検討
5. その他、原因分析で抽出された原因に対する対策の検討
6. その他高線量の放射性物質を扱う作業への水平展開の検討
7. 原因、検討した結果について、当事務所への報告

以上